

## 令和3年度5月補正予算案（その2）の概要

新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域拡大を踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対し「協力金」を交付するため、補正予算措置を講ずる。

### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

#### (1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	5月補正予算 (その2)	5月現計予算額	(参考) 3年度5現/ 2年度5現
一般会計	21,879.60	507.83	22,387.43	113.5
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	43,847.88	507.83	44,355.71	104.1

#### (2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	5月補正予算 (その2)	5月現計予算額
国庫支出金	3,658.56	500.95 <sup>※1</sup>	4,159.51
繰入金	957.10	6.87 <sup>※2</sup>	963.97
その他	17,263.93	—	17,263.93
計	21,879.60	507.83	22,387.43

※1 国庫支出金は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
(協力要請推進枠分:398.29億円、即時対応分:94.59億円、事務費分:8.06億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の内容

### ○ 県からの要請に応じた事業者に対する協力金 507 億 8,301 万円

まん延防止等重点措置を実施すべき期間が6月20日まで延長されるとともに、平塚市、小田原市及び秦野市を措置区域に加えることを踏まえ、県からの要請に応じた事業者に対して、協力金を支払う。

<営業時間の短縮要請の期間等>

	措置区域	その他地域
区域・地域	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・寒川町・ <u>平塚市</u> ・ <u>小田原市</u> ・ <u>秦野市</u>	左記以外
要請期間	令和3年6月1日から6月20日まで	
協力金申請受付開始時期	時短営業期間終了後を予定	

### ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店等向け・第11弾）

411 億 2,438 万円

	措置区域（39,000 事業所）	その他地域（1,000 事業所）
対象者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む ※「感染防止対策取組書」等の掲示及びマスク飲食の推奨が交付要件	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時から20時までの時短営業</li> <li>・ 酒類の提供は終日停止（酒類の持込み含む）</li> <li>・ カラオケ設備の提供は終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時から21時までの時短営業</li> <li>・ 酒類の提供は11時から20時まで</li> <li>・ カラオケ設備の提供は終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）</li> </ul>
交付金額 (1日・1店舗)	<p><b>【中小企業】</b> 前(々)年の1日当たりの売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>7.5万円以下</u>の店舗 ⇒ <u>3万円</u></li> <li>・ <u>7.5万円超</u>～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.4(上限10万円)</li> <li>・ 25万円超の店舗 ⇒ 10万円</li> </ul> <p><b>【大企業】</b> 前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限20万円)</p> <p>※中小企業も大企業の方式を選択可</p>	<p><b>【中小企業】</b> 前(々)年の1日当たりの売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8.33万円以下の店舗 ⇒2.5万円</li> <li>・ 8.33万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.3(上限7.5万円)</li> <li>・ 25万円超の店舗 ⇒ 7.5万円</li> </ul> <p><b>【大企業】</b> 前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4 (上限「20万円」又は「前(々)年の1日当たり売上高×0.3」のいずれか低い額)</p> <p>※中小企業も大企業の方式を選択可</p>

・大規模施設等に対する協力金（第2弾）（まん延防止等重点措置区域内に限る）

96億5,863万円

	大規模施設（3,800事業所）	テナント・出店者（7,150事業所）
対象者	特措法第24条第9項に基づく、時短要請を行った1,000㎡超の施設 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件
要請内容	5時から20時までの時短営業 ※イベント開催の場合は5時から21時まで ※生活必需物資を除く	
交付金額 (1日)	<b>【自己利用部分】</b> 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額  <b>【テナント等把握管理分】</b> (10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数に2千円/日を乗じた金額」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額	<b>【テナント・出店者への協力金】</b> 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額  <b>【映画館への加算分】</b> 「常設スクリーン数に2万円/日を乗じた金額」に 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」を乗じた金額

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252